

東日本大震災、平成 28 年熊本地震、令和 6 年能登半島地震に関する 川崎市葬祭場使用料を免除する被災者等の特例措置について

【概要】

「東日本大震災」「平成 28 年熊本地震」「令和 6 年能登半島地震」による被災者または罹災者（以下「被災者等」という。）の方で、被災地から一時的に本市域内に避難されたのちに死亡し、本市の葬祭場（「かわさき南部斎苑」「かわさき北部斎苑」）で葬儀を行う場合に、被災者等への支援施策の一環として「川崎市葬祭場使用料を免除する被災者等の特例措置に関する要領」に基づき使用料の納付を免除するものです。

（１）対象となる方

「東日本大震災」「平成 28 年熊本地震」「令和 6 年能登半島地震」による災害で被災または罹災した方で、かつ、一時的に本市へ避難している被災者等の葬祭のために本市葬祭場を使用する方（被災者等と二親等以内の親族に限ります。）。

（２）使用料の免除対象

- ア 火葬料
- イ 休憩室使用料
- ウ 斎場(式場)使用料
- エ 御遺体の保管料

（３）減免手続きについて

- ア 申請いただく方・・・被災者等と二親等以内の親族
- イ 申請に必要な書類
 - ・葬祭場使用料減免申請書
 - ・被災者等に係る被災証明書又は罹災証明書の写し
 - ・被災者等と二親等以内の親族であることを証する書類(戸籍謄本等)
 - ・葬祭場使用許可証
- ウ 申請先・・・川崎市健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課施設調整担当

【問合せ先】

川崎市健康福祉局保健医療政策部
保健医療政策課施設調整担当
電 話 ０４４－２００－０４５７
ＦＡＸ ０４４－２００－３９８６
Ｅ-Mail 40iryose@city.kawasaki.jp